

子ども・子育て会議（第51回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第51回）

議 事 次 第

日 時 令和2年1月31日（金）9:58～11:51

場 所 中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

1．開 会

2．議 事

（1）子ども・子育て支援新制度に関する予算案について

（2）幼児教育・保育の無償化の施行状況について

（3）その他

3．閉 会

秋田会長 それでは、まだ時間前ですが御出席予定の方が全員おそろいいただいておりますので、先に始めさせていただきたいと思えます。

第51回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

初めに、本日の委員の御出欠について、事務局より御報告お願いいたします。

池上参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

本日は、柏女委員、湊元委員、東出委員、水嶋専門委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、新山委員におかれましては箕輪代理人、徳倉委員におかれましては高祖代理人、三日月委員におかれましては東代理人、中正委員におかれましては溝口代理人、安河内委員におかれましては高橋代理人に御出席いただいております。

本日、必要な定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり資料1から参考資料7までお配りしております。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですが、子ども・子育て支援新制度に関する予算案について、幼児教育・保育の無償化の施行状況について、その他について議論したいと思います。

それでは、事務局から御説明お願いいたします。

池上参事官 まず、予算の関係でございます。議事の1つ目、来年度予算の資料になります。資料1-1と資料1-2になります。

昨年は子ども・子育て会議におきまして、5年後見直しについての議論を行っていただきどうもありがとうございます。12月10日に取りまとめをいただきましたけれども、来年度予算案につきましては、その内容をできるだけ反映できるよう、政府内での調整を進めてまいりました。

おおむね対応されたものと考えておりますが、来年度予算の内容についてこれから御説明いたします。

まず、資料1-1を御覧いただきたいと思います。こちらは3府省の予算案についての資料となっております。3府省から順次御説明いたします。

1ページは内閣予算案の主要施策ということで御用意いたしました。緑色の部分でございますけれども、子ども・子育て支援新制度の実施ということで、令和2年度、3兆1918億円、対前年で2943億円の増加となっております。

このうち、少し下に行ってくださいまして 子どものための教育・保育給付等のところを御覧いただきたいと思います。ここは認定こども園、保育所、幼稚園の運営費や幼保無償化のための費用などが含まれますが、1兆4744億円、前年度より2751億円の増加となっております。

増加の内容といたしましては、無償化の対象期間が半年から1年になる影響や、子育て安心プランによる保育の受け皿拡大などとなっております。

それから1ページの下の方、囲みの部分ですけれども、事業主拠出金の事項になります。

新しい経済政策パッケージにおきまして0.3兆円を増額することとなっておりますけれども、拠出金率の引き上げは段階的に実施することとし、令和2年度は現行からプラス0.02%の0.36%とさせていただきます。

2ページが、主な充実事項等です。

1つ目のひし形は幼保無償化等の関係です。7ページ以降の資料で御説明いたします。

2つ目のひし形は公定価格の見直しです。これについては資料1-2で御説明いたします。

3ページ、地域子ども・子育て支援事業の関係でございます。予算額としては1639億円、放課後児童クラブの受け皿拡大などで、対前年度165億円の増加となっております。

主な充実事項といたしましては、放課後児童クラブの受け皿整備、夜間の延長保育の充実、一時預かり事業の充実、4ページに行っていたきまして、幼稚園における障害児の受け入れ支援などとなっております。

このほか、地域子育て支援拠点事業の充実なども含まれております。

それから次の企業主導型保育事業についてですけれども、今年度は受け皿の拡大が止まっておりましたけれども、来年度は子育て安心プランに基づき2.4万人分の受け皿拡大を行いたいと考えております。

一番下の児童手当については対象児童数の減少を受け、226億円のマイナスとなっております。

5ページから6ページ、公定価格の見直しに関する概要資料ですが、後ほど資料1-2で御説明いたします。

7ページを御覧ください。

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額についてという資料となっております。令和2年度の予算案に関する御説明でございます。

一番下の行を御覧いただきたいと思いますが、総額で8858億円。うち国が3410億円、都道府県・市町村の2つの数字を合わせますと5448億円となっております。

8ページは昨日成立したと同っておりますが、令和元年度補正予算でございます。

こちらについて、幼児教育・保育の無償化の実施に要する令和元年度所要額について、全額を国費で負担することとなっております。

の2つ目ですが、令和元年10月1日時点の利用児童数等の状況を踏まえまして、改めて推計を行ったところ、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、元年度補正予算に当該額を計上しております。

その要因といたしましては、女性活躍や保育の受け皿拡大が進展する中で、世帯の所得

が増加するとともに、保育所等の利用者が増加したことなどが考えられるところでございます。

9ページを御覧いただきたいと思えます。

無償化の事務費に関する資料でございます。地方における事務費については一定の範囲を国において措置することとされておりますが、それらに対応するための予算を都道府県の基金に積み増しすることで対応したいと考えております。右側の安心こども基金に積み増しという部分でございます。

この具体的な運用の取り扱いにつきましては、今後、地方自治体からの御意見も伺いながら、検討してまいりたいと思えます。

一旦内閣府からの説明を以上とさせていただきます。

宮本総務課長 引き続きまして、厚生労働省でございます。

厚生労働省子ども・家庭局の総務課長でございます。

10ページ以降でございますけれども、まず1の保育の受け皿整備等につきましては、令和元年度の補正予算と令和2年度の予算で、子育て安心プランの目標達成に向けまして7.4万人の予算に対応する995億円を計上しております。

このうち令和2年度予算では5.5万人分の767億円を計上しているところでございます。

また、保育の保育人材の確保につきましては、囲みのところにあります補正予算で計上いたしましたICTを活用した業務の負担軽減のほか、保育士の資格の取得促進、就業継続のための環境づくりといった観点から、引き続き総合的に取り組んでまいります。

11ページでございますけれども、多様な保育の充実として、保育所等で地域連携推進員の配置等を通じまして、要支援児童への支援体制の強化、医療的ケア児の受け入れ促進のための予算、あるいは保育所の園外活動等の安全確保の予算を計上しております。

認可外保育所の質の向上につきましては、引き続き巡回支援指導員の配置に必要な費用を補助するとともに、配置基準は満たしていますが設備基準を満たしていない施設に対しての施設基準を満たすための改修費用等の補助を計上いたしております。

また、放課後児童クラブにつきましては、厚生労働省予算につきましては、巡回アドバイザーの配置など、質の向上を図るための経費について必要な予算を計上しているところでございます。

12ページでございますけれども、ひとり親家庭の自立支援の推進につきましては、令和2年度予算では母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付対象につきまして、就学期間中の生活費を加えるなどを支援の充実を図ることとしております。

4ポツの婦人保護事業につきましては、若年層の支援につながるよう、SNSを活用した相談体制整備への補助や、DV対策と児童虐待対応との連携強化のためのコーディネーターの配置等に必要な予算を計上しております。

13ページの5ポツでございますけれども、成育基本法を踏まえた母子保健医療対策につきましては、引き続き、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けた設置促進を進め

るとともに、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業、あるいは若年妊婦や多胎家庭に対する支援の充実を図ることとしております。

14ページの児童虐待防止対策・社会的養護の推進につきましては、昨年3月の関係閣僚会議あるいは児童福祉法等の改正法の円滑な施行に向けまして、必要な経費を計上しております。

具体的には、児童相談所への弁護士、医師、警察OBへの配置促進、一時保護所の施設整備の抜本的な強化、職員基準の見直しによる体制の強化、中核市特別市における児童相談所設置の促進、あるいは児童虐待に関する全国統一の情報システムの開発、また4月からは体罰の禁止が施行されますので、親権者等による体罰等によらない子育ての広報啓発等についての予算を計上しているところでございます。

15ページでございますけれども、家庭養育優先原則に基づく取り組みの推進といたしましては、里親養育の支援としてのフォスタリング機関による24時間の相談体制の整備、児童養護施設における小規模かつ地域分散化を推進するための職員配置基準等の強化を計上しているところでございます。

厚生労働省からは以上でございます。

森友幼児教育課長 引き続きまして、文部科学省の関係でございます。

16ページを御覧ください。幼児教育の関係につきましては、質の向上と環境の整備という2本柱で予算を立てております。

16ページの質の向上につきましては、質向上総合プランといたしまして、4つほど柱を立てて引き続き実施をしまいたいと考えております。

1つ目は、幼児教育の推進体制の充実活用強化事業ということで、地方公共団体におきまして、公立私立の幼稚園、保育所、認定こども園に対しまして、一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るために、教育保育内容面に係る事務の一元化あるいは幼児教育センターを設置しているなど、幼児教育の推進体制を構築している自治体を対象にしまして、幼児教育アドバイザー、その地域の指導できるような立場の方を配置する経費、あるいはそういった方を活用した研修支援等にかかる費用の一部を補助するものでございます。

またその下の幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業につきましては、幼稚園教諭の普通免許状の上進ということで、短期大学卒業程度の二種免許状から、大学卒業程度の一種免許状へと上進をするということが幼児教育の質の向上にもつながるということで進めているところでございますが、この免許法の認定講習等の開設数が少ないということでございますので、それにかかる開設支援をするというのが本事業でございます。

3つ目は人材確保ということで、保育士と同様に幼稚園教諭につきましても、人材確保が非常に大きな課題となっているところでございます。

新規採用の促進、離職の防止・定着促進など、それぞれに関しまして、幼稚園、関係団体それから養成校さらには自治体が一緒になりまして、推進できる体制の構築に係る委託調査研究をしていきたいと考えているものでございます。

そのほか、4番目のところはさまざまな指導方法等の調査研究でございますが、特に学校評価に係ります調査研究、外国人の子供たちあるいは障害のある幼児に対する支援、教員の研修プログラム等についての開発をしていきたいと考えているところでございます。

17ページでございますが、幼児教育の環境整備の充実について説明いたします。認定こども園等への財政支援、私立幼稚園の施設整備につきましては、引き続きしっかりと充実を図っていききたいと考えております。

認定こども園にかかる予算につきましては、ここに計上しております35億円のほかに、補正予算として約150億円計上しております。また、私立幼稚園の施設整備につきましても補正予算として約10億円ついておりまして、概算要求と同額計上しているようなところでございます。

また、幼稚園等に係るものではございませんが、参考として欄外に記載しております。地域における小学校修学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業ということで、認可されております幼稚園、保育所、認定こども園に通っていない満3歳以上の子供たちを対象にした、自然体験やさまざまな遊び、生活体験を通じた多様な集団的な活動を行っている施設もでございます。そういった施設に対して既に自治体においては支援が行われる場合もございますが、支援の内容等を調査いたしまして、施設に対する国と地方が協力した支援のあり方に関する調査を実施する経費といたしまして、必要な予算を積んでいるところでございます。

この点につきましては、法律上の無償化の対象となっていない子供たちにかかる国と地方が協力した支援のあり方を調査するという、まずは調査の事業でございますが、関係の自治体、また国会におきましても様々議論ございました。支援が必要なのではないか、無償化までいかなくてもその前に係る支援が必要なのではないかといった御議論がございまして、そういったものを踏まえて経費を計上しているところでございます。

以上でございます。

池上参事官 引き続きまして、内閣府からでございます。

資料1-1の御説明は以上でございまして、次に資料1-2を御覧いただきたいと思っております。

「令和2年度当初予算(案)及び令和元年度補正予算における公定価格の対応について」ということで、公定価格関係のものを資料としておまとめしてございます。

まず1ページでございます。補正予算に関する部分になりますけれども、人事院勧告に伴う公定価格の人件費の改定でございます。2番目の小見出しのところではありますが、令和元年の国家公務員給与の改定を踏まえまして、公定価格の令和元年度上半期及び下半期の単価表を改定する予定でございます。

上半期と下半期が分かれておりますのは、無償化の関係等がございまして。

常勤の保育士・幼稚園教諭等にかかる人件費単価といたしまして、プラス1.0%程度となっております。

実施時期ですが、平成31年4月1日に遡及して適応を行うことといたします。

留意事項が書いてあります。3行目のところからですけれども、事業主の方に対しましては、給付増加額の一時金等による職員への確実な支払い、それから上記改定を加味した次年度の給与規程等の改定に計画的に取り組むよう、お願いをさせていただきたいと思っております。

2ページから5ページまでが、令和2年度の公定価格の改定案となっております。こちらは、基本的には12月におまとめいただきました、こちらの会議での取りまとめに沿って各項目の見直しを行うものでございます。

それぞれの項目を御説明する時間はございませんので、ポイントに絞っての御説明となります。

まず、2ページの一番上のところですが、公定価格の設定方法につきましては、現行の積み上げ方式を維持するとなっておりますのでございます。

2番目の旧副食費の取り扱いでございますが、令和元年10月で副食費について、施設による徴収とされたところがございますけれども、公定価格に残りました副食費相当額の一部681円につきましては、令和2年度においても減額をしないと。それから公定価格における経費の位置づけについては、事業費から人件費に変更するとさせていただいております。

そのほかの事項につきましては後ろのほうに参考資料を付けていますので、そこで御覧いただきたいと思っております。

まず、6ページを御覧ください。土曜保育の関係でございます。土曜保育に関しましてはさまざまな議論があったところがございますけれども、対応といたしましては閉所日に係る減算のみ行うということになってございます。

土曜日に開所している場合における事業費・人件費の取り扱いについても、議論の俎上には載っておりましたけれども、今回、減算調整の見直しが行われるのは、閉所日にかかるものとなっております。

イメージ図が書いておりますけれども、左のほう、これまでは全ての土曜日を閉所した時のみ減算する、それまでは同じ額が給付されておりましたけれども、右側のほうを御覧いただきますとお分かりのように、閉所される日数に応じて段階的に減算が行われるという仕組みとなっております。

少し進んでいただきまして9ページを御覧いただきたいと思っております。処遇改善等加算の運用の改善でございます。

ここで書いてありますのは、処遇改善等加算の加算額の配分方法の要件緩和でございます。

現行が左側にイメージで書いておりますけれども、4万円支給の算定対象人数の2分の1をベースとして、実際に4万円を支給していただく方の人数を定めてまいりました。このケースですと、2人以上に支給していただきとなっております。

右側が見直し案でございますけれども、4万円を支給する対象人数につきましては、1

人以上と緩和をさせていただきたいと思っております。

なお、従来の計算方式でその対象人数がゼロ人となる施設、事業所につきましては、引き続きゼロ人とさせていただきます。

したがって、4万円を支給する最低の人数は、小さいところはゼロ人ですけれども、一般的には1名ということになります。

それから、ここには資料を入れてございませんけれども、処遇改善加算の運用改善についてはもう一つの論点ございました。基準年度の見直しを含めてその算定事務の簡素化を図るという事項がございました。

これにつきましては、現在の仕組みは非常に煩雑な方法となっております、平成24年度をベースに賃金改善を計算するというようなことが求められているところでございましてこれについて見直しを行いたいと考えているところでございます。

具体的な案も検討しているところでありますけれども、財務省等との調整中でございますので、できるだけ早く内容を固められるようにしたいと考えております。

10ページを御覧いただきたいと思っております。

同じく処遇改善加算の関係ですけれども、会計検査院からの指摘が昨年12月にございました。内容といたしましては、下線が引いてあるところでございますけれども、処遇改善等加算の残額が生じた施設や、翌年度も残額が賃金改善に充当されていない施設が一定数あったということでございます。

処遇改善等加算については、基本的には、その年に賃金として支給していただくこととなりますけれども、残った場合には翌年度確実に賃金改善に充てていただく必要があるところでございます。

したがって、一番下の赤い矢印のところですが、処遇改善等加算の前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払い状況・予定を確認させていただくようにしたいと思っております。

これについては、令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算に係る実績報告から適用を予定してございます。

13ページを御覧いただきたいと思っております。栄養管理加算の拡充でございます。こちらは10月に実施を予定しておりましたが見送りとなり、御迷惑をおかけいたしました。申し訳ありませんでした。これについて、今度の4月からの実施ということで準備を進めてまいります。

右側に表がありまして、3つの類型の中の真ん中を追加いたしております。栄養士を雇用している場合ですけれども、基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合についても、加算を取得できるように、こういった要件を追加しているところでございます。

14ページがチーム保育推進加算の拡充でございます。こちらも10月実施が見送りとなった事項でございます。これについては、当時実施しようとしたのと同じ内容で実施を行い

たいと考えてございます。

最後に15ページを御覧いただきたいと思います。給食実施加算の見直しでございます。

給食実施加算については、これまで単一の加算ということになっておりましたけれども、きめ細かな栄養衛生管理等のもとで調理し、給食を実施する場合の加算額を充実するとともに、外部搬入により給食を提供する場合、配膳等に係る経費相当額のみを措置するという見直しを行っております。

資料1 - 2の御説明は以上となります。

伊藤児童手当管理室長 続きまして、資料2を御覧ください。幼児教育・保育の無償化の施行状況については御報告いたします。

1ページと2ページに無償化の制度概要の紙をつけております。説明は省略しますが、御案内のとおり、昨年5月10日に法律が成立しまして、昨年10月1日から実施されているところでございます。

飛ばしまして、3ページを御覧ください。無償化の円滑な実施に向けて取り組んでおるわけですが、何よりも実務を担っていただいている地方自治体との連携で、一緒になって取り組んできております。

特に国と地方の協議の場、いわゆるPDCA協議会が設置されておまして、複数回やってきておりますが、昨年10月には地方3団体の3人の会長さんと、私どもの3大臣との会議で施行後の状況も確認しておりますし、3団体の首長の方が参加される幹事会という会議もまた来週の月曜日に、開催する予定です。

当然、実務者レベルの会議も継続してやっているところでございます。

4ページを御覧ください。施行状況につきまして、昨年10月1日現在、施行日現在の状況、全国の市区町村からの状況をまとめたものでございます。

少し数字は細かいのですが、まず、左の1が無償化の対象となる施設・事業。2が無償化の対象となる子供の数でございます。それぞれ(1)の部分が、今回新しく給付の対象となった施設であり、子供の数です。

もともと子ども・子育て支援法に基づいて給付が行われている部分が(2)でございますが、その意味では、10月までに全国の市区町村の方を中心に準備をしていただいたという意味では、1の(1)の施設の新たに確認ということを行っていただくとか、2の(1)の子供に関して新たに保育の必要性の認定を行っていただくとかいうことをやっていただいたところでは、

実務を担われた市区町村の方、それをサポートしていただいた都道府県の方、いろいろな認定の申請とかを取りまとめたり、いろいろな事務を御協力いただいた施設、事業者の皆様、全ての関係者の皆様に、この場を借りて、心よりお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

右上の3のところは、保育所等において2号認定子どもの副食費の徴収ということもまたお願いしておるところですが、その徴収月額の見直しを見てございます。目安ということ

で4,500円というのを示したわけですけれども、おおむね目安のとりの徴収状況だと承知しております。

最後に右下の4のところ、市区町村で条例というものを、無償化の施行に併せて制定等をしていただいているわけですが、特に4の(2)です。これも地方団体等からの御要請を受けて、市区町村独自に認可外保育施設の基準というのを定めることができるという仕組みになっているわけですが、現時点で既に施行済みの自治体が18、制定済みだが今後施行されるところが4自治体という状況になっております。

無償化の施行状況については以上です。

池上参事官 あとは参考資料になります、資料2の最後の条例等の制定状況のところでございますけれども、内閣府令におきまして誤りがございました関係で、関係市町村の皆様には大変な御迷惑をおかけしたことを改めてお詫び申し上げます。

この資料の中では、その内容の訂正に関して取り組みをいただく自治体数なども掲載させていただきます。

参考資料でございますけれども、1-1と1-2は12月にお取りまとめいただきました内容でございます。

参考資料2は、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針ということで、去年の暮れに閣議決定されたものでございます。

この中では法改正事項が2つ含まれておりまして、昨年10月の子ども子育て会議で御説明した内容になっておりますけれども、一つが子ども・子育て支援法で、地域型保育の確認の効力。もう一つが児童福祉法で、子育て短期支援事業の里親への直接委託といった内容となっております。

内閣府からは以上です。

森田少子化総合対策室長 厚生労働省の少子化総合対策室長です。

参考資料3ですけれども、地域共生社会推進検討会最終取りまとめということで、昨年11月の第49回の子ども・子育て会議で、厚生労働省の社会・援護局から当時の検討状況を御説明させていただきました。

その後、昨年末の12月26日に最終取りまとめがなされておりますので配付させていただいております。

現在、厚生労働省内で調整を進めており、国会に社会福祉法などの改正法案を提出する方向で調整を進めております。子ども・子育て会議の委員の皆様からもさまざまな御意見、執行面、運用面を含めた御意見もいただきましたので、よく調整をしまいたいと考えております。

以上です。

田村子育て支援課長 続きまして、子育て支援課長でございます。参考資料4を見ていただきたいと思います。

令和元年放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの実施状況ということで、

例年5月1日現在の状況を、自治体に協力いただきまして調査を実施しております。登録児童数、クラブ数、待機児童数といった約60項目程度の調査項目がございます。今回はその概要ということでお配りさせていただいております。詳細についてはホームページのほうに掲載させていただいております。

次は参考資料5でございます。A4の1枚紙でございますけれども、これも放課後児童クラブの関係でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案ということでございます。

この概要ペーパーでございますけれども、放課後児童クラブで働く放課後児童支援員の資格を取るには、都道府県、指定都市が行う認定資格研修を受講するということが省令基準で定められております。

今回、受講機会の拡大を図るために、都道府県、指定都市に加えまして、中核市も新たに実施可能とするという省令改正を予定しているところでございます。

ただいま2月12日までの間でパブリックコメントを実施させていただいております。

なお、省令改正の施行の予定は、令和2年4月1日を予定しているところでございます。

以上でございます。

矢田貝保育課長 説明の最後、保育課長でございますが、参考資料6「『保育の現場・職業の魅力向上検討会』を2月から開催します～検討に当たり、保育の魅力向上に関して、保育現場から提案・意見を募集します～」という資料を御覧ください。

この件に関しましては、12月10日にこの会議でまとめていただきました対応方針におきまして、保育人材の確保について、これまで処遇改善、事務負担軽減などを実施してきましたが、依然、保育人材の確保が困難な状況が続いていることを踏まえ、保育士等を目指す人や、保育士等に復帰しようとする人が増え、保育現場に参加、復帰しやすくなるように、保育士等という職業や、働く場としての保育所等の魅力の向上、その発信に向けた取り組みの検討に着手すべきとまとめていただいていることを踏まえまして実施するものでございます。

資料の中ほどの検討のポイントにございますとおり、主な検討事項といたしましては、保育士という職業の魅力向上とその発信方法、魅力ある職場づくりに向けた雇用管理改善と業務効率化、保育士資格を持つ方と保育所とのマッチングの改善について検討したいと思っております。

あわせて、広く意見募集ということでございまして、保育士という職業や働く場所としての保育士の魅力について、参考資料6の4ページ目、5ページ目でございますような様式によりまして、これにつきましては広く一般の方からも御意見を募集しているところでございまして、それらを踏まえまして、検討会の中でも、先ほど申し上げた検討事項について検討していきたいと考えておりますので、御報告をするところでございます。

以上でございます。

秋田会長 御説明ありがとうございました。

それでは、本日の議事について、皆様から御意見、御質問をお願いいたします。時間の関係上、お一人2分で御発言いただきますよう、御協力をよろしくお願い申し上げます。

これまでどおり、2分を超過した場合は事務局よりメモを入れさせていただきます。御発言順は委員の配席順ということになってございますので、本日、王寺委員からよろしくお願い申し上げます。

王寺委員 ありがとうございます。全国認定こども園協会副代表の王寺です。

5年の見直しに係る公定価格の対応について、さまざまな御配慮をいただき、本当にありがとうございました。特にチーム保育加配加算の算定方法の改善、処遇改善の算定方法の改善並びに栄養管理加算の拡充については、認定こども園にとってとても大きな改善となり、感謝申し上げます。

引き続き、自治体間でのさまざまな提出書類の様式の統一化や、0.3兆円超の質の向上に関する件など、実現することを強く望んでおります。

特に全国的に保育者不足、少子化が大変深刻な問題となっております。そのため、保育者が不足しているため、都市部以外でも待機児童が発生している。一方で、出生数が0や1となった地域も出始めて、少子化の影響は見る間に大きくなっております。

子供の数が減少している地域でも、最後の1人まで安心、安全を確保した教育・保育が展開できるよう、検討を引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、お願いいたします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。3点ほどお話をしたいと思います。

1つ目は、予算にもありました一時預かり事業の拡充という点です。特に保育の認定のない保護者も活用できるといった一時預かり事業について、このたび非常に予算拡充が図られたことに対して感謝申し上げたいと思っております。こちらは無償化の対象にもなる事業にも該当すると思っております。

現状では95%が保育所、認定こども園等の施設に併設されているという形ですけれども、本当に現状は本来保育のほうでも厳しい中で、この一時預かり事業が多様な施設を活用して、単独事業として実施できたり、もしくは地域子育て支援拠点等の施設等にも付随してできるよう施設整備費、家賃保証等がついたのも大きいと思っております。

2つ目は、14ページ、15ページにもあります体罰等によらない子育てについてです。虐待予防の観点からも、保護者にしつけ等に不安等々がある中で、子供を一時的に預けるレスパイトですとか、家庭のサポートに入るファミリーサポートセンター事業、敷居の低い相談といったものとセットで対応していかなければいけない中で、このたびの一時預かり事業の拡充というのは非常にありがたいと思っております。加えて、その拡充のために、市町村にも十分その説明をしていただければと思っております。

3点目ですけれども、地域共生社会の取りまとめの報告がございました。これから法案

提出ということですが、まだまだ詳細な部分が詰められていない部分もあって、こちらのほうにつきましては、また引き続き検討を続けていただきたいと思います。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

長田委員、よろしくお願いいたします。

長田委員 公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田です。

まずは資料1 - 2の公定価格の対応についてですが、このようにまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

9ページ、令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善ですが、処遇改善等加算の配分方法の柔軟化をしていただきまして、誠にありがとうございました。

これにより、今まで以上にその施設施設の職員構成や職員集団のヒエラルキーのあり方などに即した活用に近づけるのではないかと考えます。

一方で、予算措置については現状維持ということになりますので、全産業の女性労働者との賃金格差、2.2万円の早期実現を切望いたします。

また、処遇改善等加算の基準年度の見直しをお願いしておりますが、ぜひこのところもよろしくお願いいたします。

続きまして、戻りまして6ページです。土曜日に閉所する場合の減算調整の見直しなのですが、1つお聞きしたいのですが、今回この対応につきましては、あくまでも利用希望児童が1人もいなくて閉所した場合の措置と捉えてよろしいでしょうか。

例えば、職場の働き方改革や保育士の人材不足を見据えて、施設事業者側から積極的に土曜日の閉所を進めることを容認していることではないと思いますが、いかがでしょうか。後ほど教えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

小塩委員、お願いします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。3点申し上げます。

まず、予算案なのですが、内閣府の予算案でいろいろな制度実施の財源を年金特会に求めているということです。年金と子育て支援は非常に密接に関係していて、年金特会から子育て支援の財源を調達することは非常に重要な、意味のあることだと思うのですが、気になるのは、将来の年金財政に対するインパクトは心配しなくてもいいのかということです。結構規模が大きいので、そこは気になります。それが一つです。

2つ目は無償化についてです。昨年始まったばかりで、効果を検証しろというのは無理な話なのですが、長期的にはどういう効果があったのか。特に出生率の上昇に向けて、どれだけの効果があったのかというのは検証していったほうがいいと思います。

高校の授業料無償化については、内閣府の経済社会総合研究所から分析結果が出ていますので、同じようなことも子育て支援についてやるべきだと思います。

3点目は言いにくいのですが、一部マスコミで便乗値上げの話がありました。これについては、10月15日の参議院予算委員会で文科大臣、厚労大臣それぞれ実態説明を自治体の協力を得てやります。それから、必要に応じて対応しますという発言をなさっています。

私は、これは非常にマイナーな案件だと思うのですが、制度の信頼性にかかわる非常に重要な問題だと思います。来週の月曜日に自治会の方々と幹事会があるというお話がありましたが、問題があれば是正するという態度でぜひ臨んでいただきたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。私から2つお伝えいたします。

一つは、処遇改善に係る研修の取り扱いについてのFAQの発出の件です。11月1日に研修の実施主体認定申請を通知いただきましたけれども、私たちのように、全国で研修を実施している団体の場合においても、都道府県ごとにそれぞれ提出するわけですが、全国統一様式で出すことによって、近隣の研修も一緒に行えるという形になります。

その具体は、FAQに書き込んでいただけると伺っていますが、いまだ発出されていないために、都道府県の窓口で混乱が起きています。

前回の当会議におきましても、FAQの発出時期につきましてはお尋ねをしましたけれども、今日、再度見直しについてお答えをいただければありがたく思います。

2点目は無償化にかかわる事務統一の件です。

先ほど王寺委員からも発言がありましたけれども、市区町村において事務が取り扱われている関係で、それぞればらばらになっているという現実は、ここにいらっしゃる委員の皆様も共通の理解だと思います。

例えばですけれども、当学園はインクルーシブ教育システムの実施と、自閉症のお子さんを幼稚園から社会自立まで一貫して教育している学園なのですが、そういう特性もあって、住民票レベルですと17市区町村からお越しになっているらしいのです。10月以降にどのような事務が発生しているか想像いただけることと思います。

内閣府において統一の事務要式等をお進めいただけると伺っていますが、ぜひ、紙ベースではなくて、デジタルベースで全てデータを出せるようになると、非常に労率が上がりますので、デジタルベースの推進をお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

古口委員、お願いいたします。

古口委員 全国町村会の古口です。

まず、幼保無償化を初めとするさまざまな施策について、地方自治体の意見に耳を傾けていただき、御配慮いただきましたことに感謝申し上げます。

ただし、現場からしますと、保育士等の資格者の確保にまだまだ苦労しているというのが現実であります。引き続き、国におかれましては、地方の人材確保に御尽力をいただければと思っています。

それから、私のほうで調べさせていただいたのですが、免許所有者のうち、教育保育職に就いている人の割合は、保育士登録者数は約145万人で、そのうち54万人が職に就いている。3分の2は資格がありながら、保育士という職にはいまだ就いていない。

もう一つ、新卒で教育保育職に就職した人の割合なのですが、保育士の資格を取得した方は75%がついていますが、幼稚園の教員免許取得者のうち、新卒で教育職に従事する人の割合というのが25%ということなのです。このあたりのことの原因は一体何なのか、このあたりも少しよく調べてみる必要があるのかと思いました。

先ほどの御説明の中で、保育士の魅力向上に関して、いろいろと研修会を行っていたということなのですが、私は保育士という職業の魅力があるというのは、多分皆さん分かっているのではないかと。保育士の皆さんは分かっているのではないかと。

それにもかかわらず、保育士という職業を選ばない、あるいは、そこから離れていくというのは、何かそのほかに問題があるのではないかと。確かに保育士という職業の労働という面から言えば、大変なこともあつたりしますけれども、これはあくまでも私の推測ですが、子供に関わるという以上に、必要以上に保護者との関わりなどにとられるわずらわしさの時間が多かったり、必要以上にプレッシャーをかけられるということがないのかどうか。実はうちのほうでもそういうことがありましたので、ちょっと御提案させていただきます。

秋田会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

意見書に基づいてお話しさせていただきたいと思います。

委員提出資料の1ページ目が意見書です。保育所で子ども食堂をすることを許可する通知をぜひお出しただけたらと思っています。

この保育所は皆さん御案内のとおり、キッチンもあって、子供にとって安全な環境もあります。ですので、地域で孤立しがちな親子に対して子ども食堂を行って行って、そこで悩みを拾い上げたり、適切な社会資源につないでいくということができ得ると思って、我々は実践しております。

しかしながら、東北の某市において私どもがこの保育園子ども食堂を行ったところ、目的外使用で認められないという指導をいただきました。

法的根拠を尋ねると、法的根拠はないのですがけれどもということが返ってきたのですが、監査などでちゃんとしているか見ますみたいな感じの、理由は分からないのですがけれどもプレッシャーをいただいて、非常にネガティブな対応を受けました。

通常だったら、実際にそういうことを言われると、駄目なのかということで諦めてしま

うというふうになってしまうのだと思うのですけれども、世の中的にはとても大切なことだと思うのです。

これもなぜ自治体がそういう対応をとるのかといいますと、恐らく現在、厚生労働省所管一般会計補助等に係る財産処分についてという平成20年通知があって、そこで補助金を受けた施設においては目的外で使用してはいけないという文言があるからだと思うのです。しかし、この目的外使用という言葉が恐らく一人歩きしているのではないかと考えています。

例えば、子ども食堂のような福祉的な取り組みは、確かに保育で公金を得ている保育所といえども、保育を含めて福祉的に子供たちあるいは親を支援するという意味においては、目的外ではないと思いますし、さらには、こうした子ども食堂のような福祉的な取り組みの場合、収益を得るといっても、これはもうけでやるわけではないのですので、実費とか実費以下のお金をいただいてやっているわけなのです。ですから、お金をもらったらもう自動的にそれはだめなのだ、公金が入っている施設はだめなのだという硬直的なあり方はいかなものかと思います。

ですので、この公金を得た施設の目的外使用は禁止するというドグマ一人歩きを是正していく必要があるのではないかと考えていますので、ぜひ、厚労省におかれましては、子ども食堂や類似の食を通じた子育て支援、コミュニティー活動に関しては大丈夫だということを、ぜひ通知として発出していただけたらと思います。

次の土曜閉所に関して御覧になっていただけたらと思います。急なキャンセルもありますので、その対応をお願いしますということです。

また、共同保育に関して、この共同保育で実例があるのですけれども、企業主導型保育と小規模保育で、同じグループ内で一緒にやろうと思っても、今、なぜか駄目ですと言われるってしまうわけなのです。これはおかしな話で、今、児童育成協会がこれを認めていないという状況は、整合性がないのではないかと、理由なく共同保育をできなくさせるとするのは、共同保育を実施しようという内閣府の方針と厚労省は矛盾してしまうのではないかと考えていますので、ぜひここも整理して、できるようにしていただけたらと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

佐藤好美委員 産経新聞の佐藤好美です。ありがとうございます。

昨年末の会計検査院の報告を大変残念な思いで聞きました。処遇改善の予算が一部賃金改善に充てられていない部分があるのではないかと、という指摘でした。

文書負担の軽減をしている一方でこういうことがありますと、文書に新しいカテゴリーが生じたり、また新しい文書が増えたりします。こちらでブレーキを踏み、こちらでアクセルを踏みということになりますので、きちんとやっていっしょの事業者さ

んにとっては、私以上に痛恨なニュースだったのではないかと思いますけれども、ぜひとも事業者団体の中で改善が図られるようお願いしたいと思います。

2つ目です。会計検査院の報告に、待機児童に関しての項目もありました。以前、この会議で年齢に応じた待機児童の問題については申し上げたことがあります。現状、育休明けの1、2歳児で保育園に入るよりも、0歳児のほうが入りやすくなっています。

保育園に子供を入れるお母さんにとっては、育休を1年とるよりも、切り上げて0歳の4月に入れたほうがいいというのは半ば常識化しております。0歳児の入園の中には、親御さんが一定程度休めるのに休まずに、0歳の4月に入園させる方がいらっしゃっております。かくいう私も同じでして、子供が1月生まれだったものですから、0歳の4月に入園をさせました。

子供も大変ですし、親も切ないですし、社会資本の使い方としても、1・2歳児の入園で済む幼児を0歳児で入園させるのは、極めて無駄だと思います。ぜひとも、ここについて改善をしていただきたいと思います。

小さなアイデアですけれども、現状、待機児童は1歳児と2歳児で同じ待機児童率として出てきます。例えば、年度末まで育休を延長し、2歳児枠で入れると、入りやすさが大分違うのであれば、1歳児の待機と2歳児の待機を別々に出すこともアイデアの一つではないかと思います。待機児童については、それを見て育休の期間を決めるアナウンスメント効果も大分大きいと思いますので、もしそれが改善の多少の余地になるのであれば、御検討いただければと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

今回の給食実施加算の見直しについて、給食実施に係る実際に即した拡充として評価いたします。また、食育は子育て家庭にとって関心も高く、家庭以外の教育、保育の場で、お友達とともに楽しくいただく給食は、今後もより一層、質の高いものを目指していただけることを、全ての家庭が望むことと思います。

園の規模や立地をして、多様な考え方によって、より豊かで創造的な給食を提供していただけるよう、今後も充実を図っていただければと幸いと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

中川委員、お願いします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。放課後児童クラブの運営に携わっております。

先ほど参考資料4として御説明がありましたが、令和元年度の放課後児童健全育成事業の実施状況が公表されました。放課後児童クラブの現状と課題が読み取れるデータとして、

我々放課後児童クラブの運営に携わる者にとって大変重要な資料となっております。

その中で、登録児童の数でございますけれども、詳細な数字は資料を御覧いただきまして、過去最高の約130万人を数えております。

日本の小学生全体の数からしても、5人に1人ぐらいの割合で登録されているのかと思いますし、1年生から3年生までの低学年児童で考えますと、100万人を超えていて、3人に1人の割合で放課後児童クラブに登録されているのではないかと考えております。

一方、その放課後児童クラブの現場で子供たちの育成、支援を担う職員の状況に目を移してみますと、現在、総人数が約15万数千人。このうち、常勤職員は3分の1、約5万1000人とどまっております。

この常勤職員の低さは、職員が長期的に安定して就業することができない要因の一つとなっており、ひいては人材確保とその定着化、そして事業の質の確保と向上を図るに当たって課題となっていると考えております。

また、先ほども御紹介がありました、放課後児童支援員の認定資格研修でございますけれども、依然として約3割が受講できておりません。

国におかれましては、先ほど御説明があったように、中核市においても当該研修が実施できるようにされたところでございますけれども、この3月の末で認定資格研修に関する経過措置が終了いたします。例えば、eラーニングの活用の可能性等を含めて研修機会の拡大について御配慮いただけたらありがたいと思います。

最後に、放課後児童クラブを必要とする子供たちが安全、安心に利用できるように、子供たちの育成支援を担う職員の確保と定着化及び資質の向上のため、国におかれましては、特段の対策を引き続き講じていただきますようお願いいたしまして、発言を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

野澤委員、お願いします。

野澤委員 東京大学の野澤です。よろしく願いいたします。

私のほうから繰り返しコメントさせていただいている点とも重なりますけれども、2点ほどコメントさせていただきます。

1点目は幼児教育・保育の質の向上です。幼児教育・保育の無償化の背景には、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性があるということですが、このためには幼児教育・保育の質が保障されているということが必要不可欠であるということが、諸外国の研究知見からも明らかだと思えます。

その意味で、質向上に関わる予算を効果的に活用していくということが非常に大切なところかと思えます。

そのために、資料1-1、16ページや17ページの参考に挙げられている調査事業に関しても、これが大変有効な資料となるかと思えますので、調査内容を十分に吟味するととも

に、検討資料として実際に活用していくことが重要かと思っておりますので、よろしくお願いたします。

例えば、OECDの国際幼児教育・保育従事者調査というものがあまして、日本も参加しております、保育者の実践や負担とか社会的評価に関する意識に関しても、かなり詳細に検討されておりますので、こうした調査結果を吟味し、活用していくことが重要だと思っております。

2点目は、無償化等の影響、効果の検証ということです。出生率や発達、学力等への効果ということは、中長期的に検討していく必要があると思っておりますけれども無償化後、保護者の方々の意識が既に変化しているのではないかとということや、延長保育や預かり保育が増えているのではないかとといった現場の声を伺うことがあります。

短期的にも無償化が保護者の意識や行動にどのような変化をもたらし、園にどのような課題が生じているかということ調査、検討し、そうした変化のよりよい対応方法を検討していく。そのことで無償化の効果が出るということを待つ前に、より効果的な、肯定的な効果を生むようにしていくということも大切な視点なのではないかと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

松田委員、お願いします。

松田委員 中京大の松田です。

まず、国の財政事情がそれほど余裕があるわけではない中で、これだけ子ども・子育て支援にさまざまな予算がつけられたということを非常にうれしく思います。

また、この調整や折衝に当たられた皆様にお礼申し上げます。

その上で、欲張りまして5点、ぱっと言います。次の展開についての意見になります。

1つ目は、まず、保育士及び、これは幼稚園教員も含めて、働き方改革をどんどん進めていくことが人材確保定着につながると思っております。

その意味で、今日の参考資料6のような取り組みが大事であり、この結果をぜひ現場に戻していただくということを期待したいと思います。

2点目です。そのためにも、これは昨年も議論が出ましたが、必要以上の長時間の保育は是正していくように、何らかのアクションを起こしてはどうかと思っております。それは子供の発達に対する懸念もあることに加えまして、保育士等のワークライフバランスにマイナスになりますので、必要以上に保育園に預けるといったことはないようにということが課題ではないかと思っております。

3点目です。これも昨年の最後のほうの話で、私も申し上げましたが、3歳児以上の保育や幼児教育に関しましては、かなり充実し、さまざまな取り組みがなされてきていると思っております。

しかし、0～2歳児で、在宅で子育てされている方に対する支援がまだまだ抜けているのではないかと思っております。

ここにはぜひ、余裕のある保育施設、幼稚園等々が、そのリソースを振り向けて支援をしていくような仕組みがあってよいのではないかと思います。

最後、簡単に手短かに2点申し上げます。

4点目ですけれども、同一労働、同一賃金の話はどうなりましたでしょうか。恐らく中小企業ですと、施行まで1年ちょっと余裕があるとはいえ、早目の対応が必要ではないかと思えます。

最後です。佐藤委員がおっしゃった0歳児保育の入所時期の問題については全く同感でございます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

水谷委員、お願いします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会の水谷でございます。3点でございます。

1つ目は、主幹教諭等専任加算の要件緩和。ありがとうございます。配置しやすくなったと思えます。

それとともに、幼小連携ということに促進がかかると思うのですけれども、実際の小学校の現場において、小中連携のほうに割と重きを置かれているという実態も感じておりますので、小学校の学習指導要領の改定もあって、幼児教育との連携がうたわれていますけれども、少し国や自治体からそれを促進するようなアナウンスをしていただいて、実態が伴うようによろしく願いいたします。

2つ目は施設関係者評価の加算についての見直しでございます。これは例えば小学校以降ですと事業研究ということで、諸外国からも高い評価を受けている。いわゆる実際の教育のハウツーについての研究については、割と実質の伴う教育技術が向上していくようなものが定着している。それに対して、幼稚園、保育園等のいわゆる公開保育という研究は余り定着していませんので、毎年どこかのクラスが学校関係者を呼んで実施できるように、なかなか理解が難しいと思えますので、これも関係3府省から具体的な促進のアナウンスをしていただくと実質が伴うのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

3つ目が幼稚園教諭免許法の認定講習ですけれども、いわゆる幼保の免許両有というのは、特例期間も延長されて100%に近づくと思うのですけれども、圧倒的に異種免許の少ない幼児教育です。保育所、認定こども園全てにおいて、小学校等の8割以上の異種免許を取得しているという実態に即しますと、全く低いということがありますので、都道府県においては、これについては異種免許に対して少し人件費の加算をつけるような誘導的な補助制度があったりすると思うのですが、これを国ベースで少し促進するようなインセンティブをつけていただくということで、都道府県の意識ももう少し誘導できるのではないかと思いますので、ぜひそれも積極的に取り組んでいただければと思います。

プラス、ちょっと余談なのですが、便乗値上げの話です。

実は新制度と私学助成の幼稚園が同じように理解されているところがあると思えますが、

私学助成の幼稚園のほうが約半分、幼稚園の中にまだあるわけですが、こちらは50%の助成というのが前提になっておりますから、残りの部分は事業所自体が負担をするということでは、授業料納付金がセットでついてくる、値上げがついてくるというのが大前提になっている補助制度であるということがあまり周知されていないのではないかと存じます。学費値上げが前提となった補助金であるという理解も進めていただければと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

茂木委員、お願いします。

茂木委員 全国市長会から参りました茂木でございます。私も何点か発言させていただきます。

まず、資料1-1の令和2年度における予算案の状況についてを拝見しまして申し上げます。

昨年12月末、2019年の出生数が86万4,000人にまで減少する見込みがあるということが公表されました。私ども市町村におきましても、厳しい財政状況の中ですが、あらゆる子育て支援策を講じていますが、なかなか少子化の傾向には歯止めがかかっていない状況がございます。

ほかの委員の方も、これまで指摘がありましたが、日本の子育て支援に関する予算がGDP比で見て、OECDの中で最低水準にあるということがあります。政府においては、年度内に策定される第4次の少子化社会対策大綱を踏まえて、国及び市町村の子ども・子育て支援施策の一層の充実のために、予算の増額確保について特段の御尽力をお願いしたいと思います。

とりわけ、子ども・子育て支援新制度の量的拡充と質の向上の実現に必要な1兆円超の財源については、早急に確保していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料1-2、令和2年度予算における公定価格の対応についてでございます。

今回提示されました公定価格の改定案は、本会議が取りまとめた対応方針が適切に反映されたものと理解しております。市町村や施設における改定の影響や効果をしっかりと検証していただき、さらなる支援の充実につなげていただきたいと思います。

また、対応方針において引き続き検討することとされました制度の複雑化や市町村等の負担軽減、保育標準時間、短時間の区分のあり方といった課題につきましても、地域の実情を十分に踏まえた検討を早期に開始していただきたいと思います。

また、参考資料4でありました放課後児童クラブの関係でございます。公表いただきましたとおり、地域における放課後児童クラブのニーズは、今後ますます増加することが見込まれます。これは私も肌で実感しております。少子化の中ですが、そういう状況があります。

市町村が新・放課後子ども総合プランに基づく質の改善、量の拡大等に対応できるよう、

施設整備や運営にかかわる支援を拡充していただきますようお願いいたします。

参考資料6でございます。保育の現場・職業の魅力向上の検討会についてお話がございました。市町村における保育人材の確保は非常に厳しい状況が続いております。待機児童が減少しない大きな要因にもなっているのではないのでしょうか。検討会での議論をきっかけとして、保育の現場、職業の魅力が向上し、保育所等で働くことを希望する方が増えることに期待を申し上げます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

森田委員、お願いします。

森田委員 全国保育協議会副会長の森田でございます。どうぞよろしく願いたいと思います。

令和2年度予算案について、昨年10月に見送られました公定価格の項目も含め、現場に御配慮いただきました内容の充実が図られましたこと、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

長田委員と同様に、保育士等の処遇改善につきましては、今回、処遇改善等加算の配分方法について、配分方法の基準の緩和が提示されました。現場からのより使いやすい制度になるよう要望してきた声に御配慮いただきましたこと、ありがとうございます。引き続き保育士等の賃金改善に向けた施策を進めていただきますようお願い申し上げます。

松田委員と同じように、事業者として働き方改革への対応も、複数園を運営している法人はこの4月からということになっておりますので、同一賃金同一労働等に対応することがどうしても必要となってまいります。そして保育所、認定こども園等においても必要な対応ですので、適切な情報提供、またモデル規程のようなものも御提供いただければ幸いです。

昨年子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しの議論の中で、中長期的な課題として整理された項目が幾つかあったかと思えます。これらにつきまして今後、子ども・子育て会議で議論が進められる際には、改めて論点を御提示いただき、子どもや保護者によりよい制度となるよう、子どもの最善の利益が阻害されることのないような視点で議論が必要だと考えております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会の山内でございます。よろしく願いたいと思います。

次年度の予算編成について、これまでまとめていただいた議論について多々反映していただき、非常に感謝申し上げたいと思います。

その中で2点、これからの工程についてお話しさせていただきたいと思えます。

参考資料1の15ページに終わりの締めでまとめていただいておりますが、少子化の影響

というのは、地方のほうでかなり大きな影響を及ぼしております。ですから、中長期的にと書かれておりますが、これは本当に早期に取り上げて、検討していただきたいというのが大きな要望であります。

地方においては本当に少子化が大きく影響しているということを心に置いていただきたいと思います。

2点目は、以前にも申し上げましたように、長時間化しているというのはまさしく事実であります。それによって、子供たちもそうですし、職員もそうです。それから、本当はお母さんもそうなのです。同一労働ということで長時間の勤務をされておりますが、その後の子育てに対するお母さんたちの労力というのはなかなか、お父さんと半々にはなりません。そういう面では、穏やかな気持ちで子育てをするという気持ちにはなかなかなくらいものです。ですから、社会的にも、今おっしゃったように労働法においても、子育て中のお母さん方への優しい配慮が、社会的にも本当に必要だと思っております。

同じく、保育者の働き方改革も今、おっしゃられましたように本当に大きな問題でありますし、人的な確保の難しさというのがそのあたりから来ていると思います。ですから、これの予算化については終了していただきましたが、今後の5年間については、ここをじっくりと検討していただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

山本委員、お願いします。

山本委員 連合の山本です。

予算案についてですが、質の向上に関して、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの配置などについても計上されており、本当にありがたいことだと思っております。

ただ、実際に一体的な幼児教育の質の向上につなげていかなければいけないと思っておりますが、現場からは、幼児教育アドバイザーが現場の実態をあまり理解しておらず効率的ではないとか、ある県の幼児教育アドバイザーの派遣の対象が幼稚園のみになっていたなどの声も聞こえてきますので、実際に一体的な質の向上につなげるように、今後御努力をお願いしたいと思っております。

また、補正予算において、主幹教諭等専任加算の要件緩和についても非常に評価するところではありますが、年間130万円の加算額ではなかなか専門性や処遇という点から難しいとも考えていますので、さらなる緩和・拡充をお願いしたいと思います。

最後に、委員のみなさんがおっしゃっていますが、保育の現場に携わるというのは魅力があるからです。もちろん皆さん魅力を感じて就いていらっしゃるけれども、処遇や職員配置の基準が非常に追いついていないところに大きな問題があると思っております。特に3～5歳については、OECD諸国と比べて配置基準が非常に低い。これは皆さん御承知のところであると思っております。働く人の負担が非常に多いということで、魅力以上に大変さが増しているという状況がありますので、まず、働き方改革の方針も踏まえて、働く人の処遇改

善、業務負担の緩和について対策を実施すべきと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

大川委員、お願いします。

大川委員 全国病児保育協議会の大川と申します。

予算案について、非常に改善されていると思います。ありがとうございました。

ただ、病児保育に関する記載が非常に少なかったのは少し残念に思います。

最大の喜ばしい点は、保育士の助成及び待遇改善に対する対策が改善されていることだと思いますけれども、何度も言っていますが、ぜひ保育士が従事している事業形態にかかわらず、保育士全体にこの改善策を適用するように、柔軟な法の運営をお願いいたします。これは同一労働同一賃金の原則の上で、非常に大切な考え方だと思います。

また、そういった病児保育の状況を見る上で、昨年来から全国調査が行われる予定だと聞いておりますけれども、現在の進捗状況はどれくらいになっているのか。

そう申しますのは、私どもの関係しているところではあまり依頼されていないようなので、ぜひ、現在どのくらいのことになっているかということをお願いいたします。

話題は飛びますけれども、新型コロナウイルスのことです。これは実際に保育園や病児保育で預かることがありますので、ここでちょっと明確にさせていただきたいと思います。

指定感染症として、2月7日から施行される予定だと思います。これは感染予防法の第2類に準ずる扱いになるかと思いますが、一方、登園や登校に関しましては、学校保健安全法の学校感染症の取り扱いになりまして、これは第1類か2類のどちらに入るように文科省は考えられているのでしょうか。

これの実際の帰国者に関する対応は、1月29日に文科省から通達が出ていまして、武漢から帰られている人、または中国から帰国されて発熱している人に関しては明確な形があるのですが、現在、中国のほかの地から帰られた方で、症状のない人に対する対応の仕方は、厳重に連絡を密にするというだけで、実際上預かる可能性があると思います。

その方がもし発症、発熱や何らかの症状が出た場合に、病児保育を御利用される場合は、原則として自宅待機をお願いしていいのか、それともケース・バイ・ケースでやるのかということについて、御意見をお伺いしたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

岡本委員、お願いします。

岡本委員 日本助産師会の岡本でございます。

資料1-1の13ページで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について、退院直後の母子に対する心身のケアなど、産後の母子支援として、産後ケア事業のさらなる充実に向け御配慮いただきましたことを大変感謝申し上げます。

また、多胎、鬱傾向、若年など、ハイリスク妊産婦へのケアにつきましては、妊娠期からのスクリーニング、相談支援など、妊婦に寄り添うケアが産後の子育てに非常によい効果があるということは、諸外国の先行研究からも報告されております。妊産婦への心身のケア、出産直後からの児のケア、子育て支援の専門家である助産師を大いに活用していただきたいと思います。

また、健康教育事業につきましても、全国には勤務助産師のみならず、開業助産師が多数おり、各地域で地道に性教育や母子保健事業を行っておりますので、今後とも活用を連携していただけたらと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

尾木委員、お願いします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木です。よろしくお願いいたします。

参考資料6の検討会に関連してなのですが、この文章を読んでいくと、保育の現場と言われたときにはさまざまな保育の現場があると理解するわけですが、この中の保育所と単独で書かれているところに引っ掛かりを感じました。これは保育所等ではなくて、保育所のことだけを取り上げているのだろうかと思いました。

新制度以降、さまざまな保育の現場があるわけです。そこで、保育士という資格を生かして、保育の現場で働く方がたくさんいるという状況が今、必要なのではないかと思います。

その絶対数は保育所が必要とは思いますが、保育士の資格を持っている方がそれぞれのライフスタイルに応じて働く場を選んでいるという側面もあるのではないかと思います。

例えば、地域型保育事業の非常勤の方とか、認可外の居宅訪問型保育事業の中にも、資格を持っている方は結構いらっしゃるわけです。

その方たちは働き方として、そういった保育を選んでいるという状況もあります。一旦出産、子育てを理由として保育の現場から離れた方が、お子さんが小さい間は働き方を選んで、お子さんが小学校に行っている間に働くとか、そういう働き方をしながら、お子さんが高校生とか大学生になったときにはフルタイムに復帰したいから、保育所にまた変わっていくというケースもあると話を聞いております。保育所限定で、保育士を持っている方は保育所にマッチングというだけではなくて、その方のライフスタイルに合わせた選択ができるという視点も、この中に入れていただけたらありがたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

木村委員、よろしくお願いいたします。

木村委員 ありがとうございます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村で

ございます。意見書を書かせていただいております。7ページからになっています。

令和2年度補正予算等に対しましても、最大の御配慮をいただいたことを心から感謝申し上げます。5年案件、見直し案件につきましても感謝を申し上げます。

特に認定こども園特有でありますチーム保育加算の算定で、1号認定、2号認定、この人員配置の変更によって大幅に加算額が変更になってしまうことへの配慮ということに対しましても、最大限御配慮と御対応をいただいたことを心から感謝申し上げます。

また、給食の実施加算につきましても組み込んでいただいたことを心から感謝申し上げます。特に幼稚園型の認定こども園で、給食施設等の充実も図っていききたいというところは確かにたくさんあるかと思いますが、現状、1号認定の子供に関する給食施設、設備等の補助金が実はないので、非常に苦しいところではありますが、今後さらなる見直しの際に関しましては、その辺の設置などをしていただければありがたいと思っております。

現在、現行と見直し後の加算額の部分において、外部搬入をした場合については、その配膳等に関わる経費相当額というところで見えていただいておりますが、人数が大きくなると、その額が非常に厳しく差が出てきておりますので、その辺も御配慮いただければありがたいと思っております。

また、土曜日における共同保育の実施についても、先ほど駒崎委員のほうからもありましたが、多様な施設等での組み合わせなどもあるかと思っております。4月1日からスムーズにできるように、また、保育士不足や働き方改革、労働環境の向上などを考えると、共同保育の必要性というのは十分考えられます。認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、企業主導型保育事業施設等のどのような組み合わせでも可能なのか、その辺を整理していただけますようお願いをしたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

高橋委員 秋田県大館市教育委員会の高橋でございます。2点申し上げます。

1点目は予算案につきましてでございますが、私の関心がございました教育・保育の質の向上に関する事項について、その中でも特に重要かつ実効性のある幼保小連携について、まだ十分ではないにしても、具体的な前進が図られたことにつきまして、一つの成果として評価しております。

また、地方の事情についても御配慮いただいたこと、ありがとうございます。

全体といたしましては、このような、本当にジグソーパズルのような困難な作業を一つずつ進めながら、施策として具現化しております各行政機関の担当者の皆様に改めて敬意を表したいと考えております。

2点目でございます。先ほどから話題になっております保育士の魅力向上ということでございますが、私は教育のほうでありますので、これは教員の魅力向上と同様のこととして考えなければならないかということを今、思っている状態です。

大館市では小中学生を対象に、土日や長期休業中を使って、子どもハローワークというキャリア体験をさせてといたしますか、子供たちの手挙げ方式で、市内のいろいろな職業を体験できるという機会を行っております。年間で体験できるのが150を超えますし、子供たちも述べ2,000人以上が体験しております。

その中で最も人気があるのが保育所、保育士の体験なのです。もう子どもハローワークは8年やっておりますので、その中から保育士になった子がおりますし、そういう形で次世代に保育士の魅力を体感させるということも一つの大きな効果的な手だと思えます。

あわせて、先ほど話がありましたように、処遇の問題や社会的な評価についても改善をはかる必要があると考えております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

平川委員、お願いいたします。

平川委員 日本医師会の平川でございます。子ども・子育て支援新制度、予算全体についてですが、充実される方向で組まれていることを大いに評価いたします。

従来から申し上げておることでございますが、次の3点をお願いしたいと存じます。

一つは、保護者の多様な働き方に柔軟に対応できる制度の運用をお願いしたいということです。

市町村の実情、規模等に応じて、事業も柔軟に実施できるよう指導していただきたいということです。

病児対応型の病児保育への支援を強化していただきたいといったことでございます。

成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進についても、この法の制定のために日本医師会も注力してまいりましたので、大いに歓迎いたすところでございます。

母子保健医療の推進におきましては、かかりつけ医、学校医等を十分に活用して運用していただきたいと存じます。

妊娠期からの支援は非常に重要でございますが、妊娠期よりも前の段階からでも基礎教育と妊娠、子育てに関する正しい知識の介入が重要と考えております。

児童虐待防止対策につきまして、児童相談所の体制が強化される方向で進められております。大いに結構なことと存じます。

あわせて、かかりつけ医、救急医等、被虐待児を直接診察する立場にある医師及び医療関係者の関与について重視していただきたいと存じます。

特に要保護児童対策地域協議会、臨床医の関与、参画を進めていただきたいと存じます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

箕輪代理人、お願いいたします。

箕輪代理人 全国国立幼稚園こども園長会副会長の箕輪でございます。今日は新山会長の代理で出席させていただいております。

本会からは2点意見を申し上げます。

1点目です。資料1 - 1の16ページにあります幼児教育の質の向上についてです。まずはこのように、質の向上について具体的な施策を進めていただいていることに感謝を申し上げます。

についてです。国としてこのような事業を進めていただくことは、質の向上に関して大変効果があると考えますが、先ほど御説明にもありましたが、いろいろまだ課題が多いと思っております。

この事業を進めて、もっと拡大していくためには、それはきっと全国各地の幼児期の教育の質を高めることにつながると思いますので、ぜひ幼児教育アドバイザーの処遇の改善をもう一度お考えいただければと思います。

幼児教育アドバイザーの職務は、その地域の幼児期の教育全てを支えるために、指導方法の助言はもとより、子供にとって人的環境である教師がどのようにあるべきかという、人材を育成していくということなど、非常に教育全般にかかわる、多岐にわたる専門性が必要なはずで。

その職責に見合った方がお勤めいただけるように、給与や処遇について、現状の確認、改善をぜひよろしくお願いいたします。

続いて、その下の についてです。この免許上、幼稚園教員免許上の上進講習が始まったところ予想以上に希望者が多く、現場にとっても養成校にとってもいい成果が上がっているときいております。

教員の質の向上は幼児期の教育の質向上に直結いたしますので、ぜひ、この上進講習を開設する養成校が、これからも一層増えますように、引き続き支援をどうぞよろしくお願いいたします。

2点目は次のページ、幼児教育の環境整備の充実についてです。中ほどに認定こども園等への財政支援ということで、予算について説明がありますが、国立や公立のこども園についても対象になっていると思うのですが、現状はまだまだ活用がなされていないかと思われしますので、ぜひ国立のこども園についてももしっかり活用がなされるように周知徹底をしていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

高祖代理人、お願いいたします。

高祖代理人 ファザーリング・ジャパンの理事をしております高祖と申します。徳倉の代理でお話しさせていただきます。

4点あります。

1つ目は、資料1-1の4ページ目です。企業主導型保育についてのところなのですが、子育て安心プランに基づいて企業主導型保育を支援するというふうにされております。自治体にもよるのですが、保護者目線からいくと、企業主導型保育が一般の保育園選びと分けられていたりとか、探しづらいような状況になっていたりというところがまだまだ見られますので、そちらのほうももうちょっと地域に開いて、自治体とも連携しながらというところをぜひお願いしたいと思います。

2点目です。12ページのひとり親のところでも予算も組んでいただいておりますけれども、もちろん母子家庭もなのですが、父子家庭のほうの貧困というところで、かなり苦しんでいるお父さん方がたくさんいらっしゃいます。こちらのほうも、まだまだ母子家庭、父子家庭ともに貧困率も高く、生活、子育てに対してストレスがかかっているという状況も見られますので、そちらのほうもぜひお願いしたいと思います。

3点目です。資料と少し離れますけれども、今、保護者の中では不登校児、学校に行かないというお子さんが大変増えております。しかも小中高生の自殺も大変増えております。今、大学入試の改革なども進めてくださっておりますけれども、学校教育自体、学校から排除されない、ちゃんと行ける学校づくりというか、クラスのつくり方を含めてお願いしたいと思います。

最後です。委員の提出資料の5ページになります。ファザーリング・ジャパンでニュースリリースさせていただいたのですが、産前教育ということで、ここは御一読いただければと思います。

昨年は12月に千葉で育休中の県職員が4歳児虐待というのがありました。育休をとっているにもかかわらずです。あとは、とるだけ育休というふうなお話もあります。なので、男性育休の推進強化と産前講座の受講をぜひセットで進めるように、国のほうとしてもリーダーシップをとっていただけたらと思っております。

以上です。ありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

東代理人、お願いいたします。

東代理人 本日は知事の三日月の出席が公務によりかないませんので、代理として発言をさせていただきます。

まず、令和2年度の予算案でございますけれども、子ども・子育て支援新制度に関わります予算の確保につきまして、これまで全国知事会としても要望をさせていただいてまいったところでございますが、今回そうした意見を踏まえまして御対応いただいたことに、まず感謝を申し上げます。

特に昨年5月に本県で保育園児が交通事故に巻き込まれて死亡するという、大変痛ましい事故がございましたが、それを受けまして、子供の命を守ることを最優先といたしまして、交通安全対策の推進、保育所等の園外活動時の安全確保等に御尽力を賜りましたこと

に厚く御礼申し上げたいと思います。

それでは、私からは、ほかの委員の皆様の御意見と重複する点もございますが、3点ほど申し上げます。

まず、保育人材の確保についてでございます。昨年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたことによりまして、今後保育ニーズが一層高まっていくことが想定されております。地方におきましては待機児童の解消や保育の質の向上などに重点的に取り組んでいく必要がございます。これを実現していくためには、保育人材の確保が何よりも重要ということになってまいりますことから、保育士等のさらなる処遇改善や業務負担の軽減に取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、従来から課題となっております子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上を実現するために必要な1兆円超の予算の確保につきましても、引き続き御尽力をお願いしたいと思います。

次に、無償化に係る事務職員への支援についてでございます。幼児教育・保育の無償化に伴いまして、特定子ども・子育て支援施設における利用給付事務や、特定教育保育施設における副食費の徴収事務、地方自治体における認定事務や施設への監査など、施設・自治体の事務量が増加して、負担が大きくなっているという実情もございます。

このため、施設の事務職員増員のための補助や、地方交付税措置によります地方自治体の人員増などの支援につきましても、御検討いただきますようよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針につきましても、今後地方の意見を十分にお聞きいただきながら、各種政策や制度変更の効果をしっかりと検証していただきまして、着実に政策に反映していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

溝口代理人、お願いします。

溝口委員 ありがとうございます。日本ども育成協議会の溝口と申します。

いろいろあるのですが、分科会の保育施設の意見のみ述べさせていただきます。

意見書を出してありますので、9ページ目も参照にしながらお願いします。

本日の御説明の中でもたくさん認可外保育施設の質の向上という言葉が出てきました。私自身も東京都認証保育所の保育士でございます。日々保育の質の向上を目指しながら保育をしておるつもりです。

意見書の表を見てほしいのですが、数件しか書いていませんけれども、時間がありませんから簡単に見ますと、東京認証保育所の保育量の補助単価です。0歳が16万4620円で、川崎認定のA型が8万7650円、川崎認定のB型が7万8300円、藤沢認定のA型が4万6000円。藤沢認定のC型が3000円。比較に企業主導型をつけておりますが、21万3150円という

ことでございます。これが基本単価でございます。

質の向上を目指しながらやっていくのですが、この単価では到底質の向上を目指すことは難しい。本日の予算の中でも、認可化の移行ことはありがとうございます。それから、改修費、移転等の費用も盛り込んでいただいているのは大変感謝する次第なのですが、現在、22万853人の認可外を利用している子供さんがいると、昨日の厚生労働省の資料に出ていました。

そうなりますと、回収だとか認可外移行というのは極めて時間がかかる問題ですので、22万何千何百人という子供さんのことも考えなければならない。そうなりますと今、基礎自治体のほうで行っています地方単独保育事業に国費を入れていただく形で質の担保はできませんかというお願いの意見書を申し上げます。

それから、便乗値上げのことが何件か出ていますが、例えば東京都認証で、保育料の上限が0歳で8万円、1歳児で7万7000円です。藤沢型に対してはA型ですけれども、0歳が5万8000円、1歳が5万3000円だそうです。それ以上の保育料を保護者から求めることはできません。

ですから、便乗どころではなくて、それもできないものですから、極めて低い保育単価の中で、同じ保育を担っているということを、ぜひともお考えになっていただきたいと思って意見書を出しております。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

高橋代理人、お願いいたします。

高橋代理人 全国児童養護施設協議会の安河内委員の代理で来ました、副会長の高橋誠一郎と申します。

社会的養育の分野でございますが、本日の令和2年度の予算で15ページにあるところだと思いますけれども、現在、児童養護施設も含めた社会的養育は、都道府県推進計画を今年度、各都道府県で策定するというところで、各都道府県の要保護児童の人数を算出するという作業が進められている中でありますが、家庭的養育推進の原則ということで、児童養護施設の従来の本園の機能から、地域の中でグループホームということで分散していくということが今、取り組まれている中で、また本園ではショートステイと呼ばれる子育て短期支援事業ですとか、都道府県によっては児童家庭支援センターを併設したりといった中で、今後はフォスタリング期間でのことすとか、そういったことで地域の中での子育て、子供の成長を支える拠点ということで、ますます役割が大きくなっていくと思って、今日伺っておりました。

来年度も地域分散の中で、グループホームの職員の増配置や、自立を支えるような自立支援担当職員の配置が決まったということも本当にありがたく思っております。

あとは本園機能ということで、本園のほうには専門職として家族との関係調整をする家庭支援専門相談員や、里親を支える里親支援専門相談員、心理職などもおりますので、地

域の中での子育て支援の役割もますます重要になっていくと思っております。

ただ、今は都市部においては、要保護児童の児童相談所の一時保護所がいっぱいということ、児童養護施設に一時保護委託ということ、かなり多くのお子さんを預かっているという状況でありますので、この問題についても、地域の中での重要な役割だと思っております。

児童養護施設も人材確保が今、大変厳しい状況でありまして、同じ保育士さんが多く勤めていらっしゃると思いますので、同じように考えていただきたい。特に生活施設ですので、宿直業務と呼ばれる泊まり業務がありますので、ここら辺も事業所の責任というよりは、制度的にぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

各委員からの御質問に対しまして、事務局から御回答をお願いいたします。

池上参事官 それでは、まず、私のほうからお答えいたします。

本日は子ども・子育て会議の取りまとめも踏まえて編成された予算案についての対応を御説明させていただきました。御評価いただいた点については感謝申し上げたいと思っております。

一方で、非常に厳しい財政状況でございますので、全ての項目ができたということではございません。0.3兆円超メニューなど、引き続きの課題もあるところであります。こういった点について、引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えております。

それから、取りまとめを受けた対応ということでは、考え方を整理して通知等を発出する予定のものも様々ございます。これらにつきましても、できるだけ速やかに発出できるよう準備を進めてまいります。対応できるものについては、会議の中でも報告してまいります。

今後の検討についても御意見を頂戴いたしました。取りまとめの中でも地域区分や人口減少地域における保育の継続、無償化の効果の検証方法、事務負担の軽減など、さまざまなテーマについて引き続きの検討事項とされているところでございます。

こういったものについて、今後も子ども・子育て会議において御議論いただきたいと考えておまして、順次取り上げさせていただければと考えております。

個別の事項になってまいりますけれども、処遇改善加算の基準年度の見直しにつきましては御要望もいただいたところでございます。できるだけよい内容になるように、関係者との調整をしっかりと進めていきたいと考えております。

それから、小塩委員から将来の年金財政への影響についてお尋ねをいただきました。年金特会の中の勘定として、子ども・子育て支援を行っております。こちらについては、基本的には一般財源、税財源の中で支出されるものが特別会計に入ってきております。

ただ、一方で、厚生年金保険料に上乘せして、事業主拠出金を企業の方に御負担いただいております関係で、年金特会に位置づけられているということでございますので、年金

財政との財政上の区分は行われておりますので、直接的には影響が生じることはないと考えてございます。

それから、加藤委員から、処遇改善 の研修のFAQについての御質問をいただきました。こちらについては現在、内容を精査しておりますので、出せるように作業を進めてまいりたいと思います。

それから、高祖代理人から企業主導型保育事業について御意見を頂戴いたしました。企業主導型保育事業についても、地域における保育の一つの重要な役割を果たしていただきたいと考えているところがございます。自治体と連携して、できるだけ情報が保護者の方に届くように改善を図っていると考えているところがございます。

以上でございます。

矢田貝保育課長 よろしいでしょうか。

厚生労働省保育課でございますけれども、何点か質問等ございましたのでお答えさせていただきます。

細かいところで御質問が出たところ、実施要綱等において明確化することも含めて対応していきたいと考えてございますが、まず、多くの委員から参考資料6の保育の魅力向上の検討会に關しまして、保育人材の確保を含めまして御意見をいただいておりますので、今日の御意見も踏まえまして、この検討を進めていきたいと考えているところがございます。

また、保育人材確保とともに、保育の受け皿確保、待機児童対策というものも引き続きの課題でございます。0歳児での入所の話も、その受け皿の問題と密接にかかわっていると認識しておりますので、こちらにつきましても、本日の御意見も踏まえまして、引き続き最重要の課題の一つとして検討していきたいと考えてございます。

個別の事項でございますけれども、まず、複数の委員から、同一労働同一賃金への対応について御発言がございましたけれども、先般、保育団体への説明会も開催させていただいたのですが、これは引き続き現場レベルに周知を図っていく必要があると考えてございます。自治体向けの全国会議を通じた周知のほか、それぞれの地域での福祉事業者に対しても制度が周知されるように、労働部局とも連携して周知を図っていききたいと考えているところがございます。

あと、駒崎委員から、子ども食堂の取り扱いについて御意見がございました。御意見を踏まえて検討したいと考えておりますが、補助金で建てられたものについては目的外使用ということが問題になるわけでございますけれども、地域の子供への支援ということも保育所の目的に含まれるのではないかと考えてございますし、営利を目的とするものでないのであれば、御指摘も踏まえて、対応について早急に検討をしていきたいと考えているところがございます。

大川委員のほうから、病児・病後児保育の調査の関係の御質問がございましたけれども、本当に今、調査票を出す直前ということでございまして、これからお仲間のところに調査

をお願いすることになります。実態調査の結果でああいう数字が出たことが、今回の改定につながっているということもございますので、ぜひとも御回答の御協力をお願いできればと思っております。

また、コロナウイルスへの対応につきましては、まず保育所等でどのような対応をしたらよいかというところも整理いたしまして、都道府県なりを通じて早急に周知の文書を出したいと今、準備しているところでございますけれども、病児・病後児保育での対応につきましても併せて検討しまして、早急に何らかの注意喚起を図っていきたいと考えているところでございます。

最後、認可外の保育所についての支援について、御意見がございました。認可外への対応につきましては当然、国としてどこまで、どういう支援をするのか。それぞれの自治体でどういう支援をするのかあると思うのですけれども、国といたしましては、認可への移行の支援というところに力を入れているところでございます。

先ほどもございましたけれども、認可基準を満たすために必要な改修に関する費用の補助であったり、認可を計画しているところに対しての運営費の補助というところで、特に31年度予算からはその辺の支援の充実も図ってきているところでございますので、引き続き、国としてはそうした立場で支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

森友幼児教育課長 幼児教育課でございます。

1点、いわゆる保育料の値上げに関しまして御議論がございましたけれども、先ほど水谷委員からもございましたように、特に私学助成園は非常に苦しい経営状況の中で頑張っておられます。そういうわけで、質の向上を図るといった場合の保育料の引き上げ自体が一概に悪いというわけではございませんけれども、質の向上を伴わない理由のない値上げにつきましては、当然説明がつかないわけでございますので、その点に関しましては引き続き団体とも連携しながら、施設のほうにもきちんと周知をしていきたいと思っております。

また、大川委員から御質問がありました中国から帰国した方々への対応につきまして、担当課のほうに確認させていただきまして御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

秋田会長 ほか、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、予定よりも遅くなりましたけれども、第51回「子ども・子育て会議」を終了いたします。お疲れさまでございました。